# 盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（概要）

## 背景事情

✧ 自動車盗難の認知件数は、H15 のピーク時に比べればかなり減少したが、近年は増加傾向で、R7 は 6,386 件にのぼり、その検挙率は 37.3％にとどまっている。

✧ 犯罪グループにより盗まれた自動車は、ヤードに持ち込まれることもあり、そこで不正に解体され、あるいは、コンテナ詰めされるなどの作業が行われている。

✧ ヤード規制について条例を設けている県・市もあるが、条例規制の地理的限界もあり、自動車盗難問題に効果的に対処するためには、全国レベルでの対応が求められる。

## 概　要

### 1　特定自動車等解体保管業※に係る措置

※ 自動車及び自動車の部品（＝自動車等）の解体又は保管を行う事業

① 特定自動車等解体保管業を営む場合の都道府県公安委員会への届出義務
（氏名/名称、事業所の所在地等）

② 自動車等の受取りの相手方の本人確認等
- 自動車等の受取時の相手方の本人確認義務
- 相手方の本人確認に関する記録の作成及び 3 年の保存義務

③ 自動車検査証等の確認等
- 自動車の受取時の自動車検査証等に記録/記載された所有者の確認義務
- 自動車検査証等の写しの作成及び 3 年の保存義務

④ 取引記録の作成等
- 自動車等の受取り又は引渡しを行った場合の相手方の氏名等、取引の内容の詳細等に関する記録の作成及び 3 年の保存義務

⑤ 警察官への申告
- 受取りに係る自動車等が盗品に由来するものである疑いがあると認めた場合における警察官への申告義務

⑥ 監督措置
- 特定自動車等解体保管業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査

①～⑤の措置につき、自動車リサイクル法や古物営業法による規制を受ける場合の適用除外あり

【警察庁 HP 自動車盗難防止チラシ】

### 2　自動車等の盗難防止に資する情報の周知

- 自動車盗難の被害に遭うおそれが大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知

### 3　その他

① 都道府県公安委員会から関係行政機関又は関係地方公共団体への照会又は協力要請

② 条例との関係
- この法律に定めるもののほか、地方公共団体が条例で必要な規制を定めることを妨げず

③ 1 の違反（⑤及び⑥の指示違反を除く）に対する罰則規定の整備

④ 法施行後 3 年を目途とした 1 の措置についての検討及び所要の措置の実施

※ 公布日から 3 月以内の政令で定める日から施行